

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 5 月 25 日（金）第2806号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

## 監 査 委 員 公 表

○住民監査請求に係る監査結果の公表

（監査委員事務局取扱い） 1

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、平成24年3月28日付けをもって、下記請求人から提出された「鹿児島県職員措置請求書」について、同条第4項の規定により監査した結果を、次のとおり公表する。

平成24年 5 月 25 日

鹿児島県監査委員	弓指 博昭
同	橋口 和博
同	堀之内芳平
同	二牟礼正博

（請求人）

霧島市国分中央三丁目12番37-308号 森 健一

## 第1 監査の請求

## 1 請求の受理

本請求は、平成24年3月28日に収受し、同日をもって受理した。

## 2 請求の要旨（原文のまま。ただし、一部符号を変更し、別紙事実証明書は省略した。）

2012（平成24）年2月15日、鹿児島地裁（牧賢二裁判長）にて鹿屋女子中学生セクハラ事件（平成22年（ワ）第579号損害賠償請求事件）で原告勝訴の判決がありました。判決文で原告供述は一貫性を有し、その信用性は高いと述べ、一方、被告元校長Aは、平成19年9月25日に、原告が本件告白を知ったにもかかわらず「身辺整理をしなければならない。」などと本件告白の内容を肯定したとも採れる言動をし、その後同年10月5日に至るまで、B中学校の教職員や原告の両親に対し、原告の告白内容を明確に否定していなかったことが認められると述べています。先月2月29日、被告の鹿屋市は控訴を断念しています。この時点で鹿屋市と鹿児島県は、遡って元校長Aに懲戒を行う必要がありました。文科省は、通知（平成17年12月28日付、初等中等教育企画課長）で、教員のわいせつ行為に対しては「原則として懲戒免職とするなど、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」を求めています。

にもかかわらず、この4月15日には、元校長Aに退職金が支払われます。判決でA個人は賠償責任を免れましたが、国家賠償法が公務員個人を免責とする趣旨は、賠償金支払いを確実にし、被害者を救済するためであり、公務員個人には懲戒処分と刑事責任の追求があるがためです。つまり、懲戒処分を伴うことを前提にしているのです。今回の懲戒処分なしの退職金支払いは、納税者である県民の一人として到底、納得がゆきません。元校長Aを事件後、県の教職員に横すべりに人事異動させ、鹿屋市教育委員会から県教委の監督下におきました。鹿屋時代の非違が明白な以上、県教委が、元校長Aを不問にしたまま、退職金を支払うことは、公金の支出として不適切です。鹿児島県と鹿屋市は、元校長Aに

直ちに懲戒を行い、被害女性と保護者には、県と市の教育委員会ともども謝罪するのが筋と思います。元校長Aが不問のまま、退職金支払いが行われれば、県の教育分野においてのモラルハザードが、広がることを強く懸念します。今回の措置が判断基準になってしまいました。それゆえに県教育委員会による上記の公金支出につき監査請求を行うものです。

ア・イ 県教育委員会が元校長Aに対して何ら懲戒を行わず、退職金支給することは不当。

ウ 上記の「文科省通知」に反する。

エ 教職員の非違行為に対する懲戒において平衡を失する。

オ 元校長Aを懲戒免職とし退職金支払いを中止する。

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成24年5月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、陳述があり、請求の要旨について次のような補足説明があった。

(1) 鹿児島県教育委員会（以下「県教委」という。）の被害女生徒への配慮がない。

県教委から被害女生徒の進学先の養護教諭等に、こういう事情で進路を変えなければならなかった旨のつなががなく、メンタル面での専門家のサポートがあった形跡がない。

元校長の異動も、被害女生徒のためではなく、元校長への配慮でなされたものではないか。

(2) 鹿屋市はわいせつ行為を不知としているが、控訴を断念したのは認めたということ。

鹿屋市は控訴を断念した時点で処分できたのに、既に県教委が横滑りで異動させていたため、処分できなかった。

(3) 現時点で元校長は既に退職しており退職手当も既に支給されていることから、請求の当初の趣旨は、懲戒処分を行い、退職手当の支給を中止すべきということであったが、それをしなかったことは適当でないため、併せて早急に退職手当相当額を返納させることも求めるものである。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

### 2 監査の対象

請求の要旨から、次の事項を監査の対象とした。

(1) 元校長の懲戒処分の取扱いに関し違法事由等はないか。

(2) 元校長に対する退職手当を支払ったことは、適法、妥当か。

(3) 元校長に退職手当の返納を命じないことは適法、妥当か。

### 3 監査の対象機関

監査は、教育委員会教職員課及び総務福利課を対象として実施した。

### 4 関係人調査の対象機関

関係人調査は、総務部人事課を対象として実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 学校職員等の懲戒処分等と退職手当の関係について

(1) 学校職員等の懲戒処分等について

ア 職員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定により、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」等においては、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分をすることができる」とされている。

イ また、平成12年3月31日付けで人事院から懲戒処分の指針が出され、本県は、平成19年3月22日付けで「学校職員の懲戒処分の指針」及び「教育庁等職員の懲戒処分の指針」を制定しており、これらの指針に基づき運用している。これらの指針によると、児童生徒に対するわいせつ行為等については、「わいせつ行為をした教職員は、免職とする」とされている。

ウ なお、文部科学省は、平成23年12月22日付け通知により、都道府県等教育委員会教職員人事主管課長に対して、懲戒処分に関する基準の策定・公表と処分事案の公表、児童生徒に対するわいせつ行為等に係る厳正な対処、服務規律確保に係る研修等の充実等について通知し、服務規律の一層の確保を図るよう依頼している。

## (2) 市町村立学校教職員の任免等について

ア 市町村立の小学校，中学校等の職員で，市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の規定によりその給料等を県が負担する者（以下「県費負担教職員」という。）は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第37条第1項の規定により都道府県教育委員会（以下「都道府県教委」という。）が任命権を持ち，地教行法第43条第1項の規定により市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）が服務を監督する。

イ 都道府県教委が県費負担教職員の任免その他の進退を行う場合は，地教行法第38条の規定により，市町村教委の内申をまっで行う。

ウ 懲戒処分に該当する可能性がある場合は，鹿児島県教育委員会関係職員懲戒審査委員会規程（昭和54年2月23日施行）の規定により，職員懲戒審査委員会を開催し審査する。

## (3) 退職した学校職員への退職手当の支給について

ア 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第10条第1項の規定により，学校職員の退職手当の支給については，県職員の例によるものとされており，鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号。以下「条例」という。）が適用される。

イ 退職手当は，条例第2条第4項の規定により，退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。

ウ 退職手当の額は，条例第5条の規定により，退職理由や勤続期間等に応じて算出される。

## (4) 退職手当の支給制限等について

本請求に関係がある退職手当の支給制限等に係る制度の概要は，次のとおりである。

## ア 懲戒免職等処分による退職手当の支給制限について

条例第11条第1項の規定によると，退職をした者が次のいずれかに該当するときは，退職手当管理機関（本件の場合は，県教委である。）は，退職をした者が行った非違の内容及び程度，経緯等を勘案して，退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができるとされている。

(ア) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(イ) 失職又はこれに準ずる退職をした者

## イ 退職手当の支払の一時差止めについて

条例第12条第1項及び第2項の規定によると，退職をした者が退職手当の支給前に次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは，退職手当管理機関は，退職手当の支払を差し止める処分を行うものとされ，次の(ウ)又は(エ)のいずれかに該当するときは，退職手当の支払を差し止める処分を行うことができるとされている。

(ア) 刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り，略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において，その判決の確定前に退職をしたとき。

(イ) 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

(ウ) 在職期間中の行為に係る刑事事件に関して，逮捕されたとき又は退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって，その者に対し退職手当を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(エ) 退職手当管理機関が，在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

## ウ 退職後の刑の確定等による退職手当の支給制限について

条例第13条第1項の規定によると，退職をした者が退職手当の支給前に次のいずれかに該当するときは，退職手当管理機関は，アとの権衡を勘案して，退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができるとされている。

(ア) 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(イ) 退職手当管理機関が、退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

#### エ 退職手当の返納について

条例第14条第1項の規定によると、退職をした者が次のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。とされている。

(ア) 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(イ) 退職手当管理機関が、退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

### 2 本請求に係る事案の経緯

(1) 平成19年6月16日 本事件（請求人が主張する元校長による女生徒へのわいせつ行為及び同行為に係る前後の同日のドライブをいう。以下同じ。）の発生

(2) 平成19年9月27日 県教委は、女生徒の父から本事件の発生を把握し、鹿屋市教育委員会（以下「市教委」という。）へ事実確認を依頼

(3) 平成19年9月27日から10月18日まで 市教委が、元校長及び関係者（教頭、養護教諭及び担任）を事情聴取

(4) 平成19年10月30日 女生徒及びその保護者が元校長を告訴

(5) 平成19年10月31日 市教委が県教委へ事故報告

(6) 平成19年11月7日 県教委が元校長を県教委の教育機関へ人事異動

(7) 平成21年2月18日 鹿児島地方検察庁が元校長を不起訴処分

(8) 平成21年9月16日 鹿児島検察審査会が上記不起訴処分は不当である旨を議決

(9) 平成22年3月19日 鹿児島地方検察庁が元校長を再度、不起訴処分

(10) 平成22年4月22日 県教委が元校長を事情聴取

(11) 平成22年5月11日 職員懲戒審査委員会の開催

(12) 平成22年5月25日 県教委が、元校長を、車中で指導を行ったことは不適切であるとして文書訓告

(13) 平成22年6月3日 女生徒及びその保護者が、鹿屋市及び元校長を被告として損害賠償を求める民事訴訟を提起

(14) 平成24年2月15日 民事訴訟の判決

(15) 平成24年2月28日 原告が判決の一部を不服として控訴

### 3 民事訴訟の内容

訴状によると、被告鹿屋市が設置する中学校に通っていた原告女生徒が、同校の校長であった被告元校長からわいせつ行為をされたことにより、多大な精神的苦痛を受け心的外傷後ストレス障害を発症したとして、鹿屋市に対しては国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、また、元校長に対しては民法（明治29年法律第89号）第709条及び第710条の規定に基づき、損害賠償金1,671万2,300円等の請求をした。

判決の要旨は、鹿屋市は、原告に対し、67万4,330円を支払うこと及び元校長に対する請求は棄却するとの内容である。

また、争点の一つであった元校長の不法行為の成否に係る判断において、原告女生徒の供述の信用性を認め、本事件におけるわいせつ行為を認定している。一方、元校長の損害賠償責任の有無に係る判断においては、職務上の行為に関して公務員個人はその責を負わないと解すべきであるとして、元校長はその責任を負わないとしている。

### 4 元校長に対する退職手当の支給等について

(1) 元校長の退職の経緯について

元校長は、鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）第2条及び第3条の規定により、平成24年3月31日に、定年により退職した。

(2) 元校長への退職手当の支給について

元校長への退職手当の支給額は、条例第5条第3項に規定する「定年に達した日以後

その者の非違によることなく退職したもの」として計算された。

また、元校長への退職手当の支給は、次のとおりの手続を経て支給された。

- ア 平成24年 3 月 30 日 退職手当支給額を決定
- イ 平成24年 4 月 19 日 退職手当の支出負担行為・支出命令票を起票
- ウ 平成24年 4 月 20 日 退職手当の支出負担行為・支出命令票を決裁
- エ 平成24年 4 月 25 日 退職手当を鹿児島県会計課が支出

#### 5 監査対象機関の説明

##### (1) 本事件当時（民事訴訟の判決前）に懲戒処分をしなかった理由について

本事件については、当時の服務監督権者であった市教委において、元校長はもとより、教頭や担任など関係職員に対し事情聴取等がなされ、当該事情聴取等の結果や事故報告の内容を踏まえた上で、県教委において、元校長に対し直接、事実確認を行ったものであるが、わいせつ行為に係る事実認定ができなかった。

刑事事件においては不起訴が確定したことも踏まえ、県教委としては、懲戒処分を行わなかったものである。

##### (2) 民事訴訟の判決後に懲戒処分をしなかった理由について

当該民事訴訟の判決日に、市教委から判決文を入手し、これまで県教委において把握している事実と相違はないか、また新たに判明した事実はないか等について精査したが、当該事実はなかったものである。

民事訴訟の控訴期間中であつたものの、民事訴訟においてわいせつ行為が認定されたことから、当該判決が確定した場合も含め、懲戒処分の可否等を検討していたところであるが、原告側の控訴により、認定された当該わいせつ行為の有無が確定しないこととなった。

元校長の懲戒処分及び退職手当の取扱いについては、顧問弁護士へ相談した。

以上のことを踏まえ、わいせつ行為については検察庁において相当に調べられた上で不起訴とされたものであること、また、本人も当該わいせつ行為を否定していること、さらに民事訴訟において、わいせつ行為の有無が確定していないことから、県教委として懲戒処分を行うに足る事実の確認までには至らないとの判断をしたものである。

なお、この判断に際して、各教育委員に電話で報告を行ったが、教育委員会は開催しなかった。

##### (3) 退職手当の差止め等をしなかった理由について

退職手当の支払の差止め及び返納については、上記に述べた理由により、懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとまではいえず、また、懲戒免職とするか、より軽い処分とするか裁量の余地があることから差止めをしなかったものであり、現時点においては返納させることは困難であると判断している。

なお、元校長が、退職後に、逮捕され、刑事事件に関し起訴され、又は確定判決を受けたとの事実は把握していない。

#### 6 関係人（人事課）の説明

(1) 条例第12条第2項（退職手当の支払の差止め）の「犯罪があると思料するに至つたとき」とは、具体的な状況に応じて判断するしかなく、本人の供述、関係者の供述、職場内外で収集し得た物証、警察等から提供を受けることができた情報などを総合的に勘案し、事実関係について相当程度の確証が得られたことが必要であり、漠然とした風聞に基づき何らかの不当な行為があつたかもしれないという程度の心証では足りないものとされている。

(2) 条例第14条第1項（退職手当の返納）の「懲戒免職等処分を受けるべき行為」とは、在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものとされている。

#### 第4 請求人の主張に対する検討

請求人は「県教育委員会が元校長Aに対して何ら懲戒を行わず、退職金支給することは不当」であり「元校長Aを懲戒免職とし退職金支払いを中止する」よう求めている。

##### 1 まず、懲戒免職処分を行わなかったことについて検討する。

学校職員及び教育機関の職員に対する懲戒処分は、任命権者である県教委の裁量行為であり、非財務会計行為であるから、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の監査対象とはならないものである。

しかし、財務会計行為（本請求においては、退職手当の支払）の原因となる行為（本請求においては、懲戒処分）について、これが法令に違反し許されない場合は財務会計上の行為も違法となる旨の判断（昭和60年 9 月 12 日最高裁判決）や、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、財務会計上の行為を採るべき義務がある旨の判断（平成 4 年 12 月 15 日最高裁判決）が示されている。

したがって、本事件に係る懲戒処分の取扱いについて、上記のような点がないか検討することとする。

公務員関係における懲戒処分の違法性については、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきであり、懲戒権者が裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないとされている（昭和52年12月20日最高裁判決）。

これらを踏まえて検討すると、本事件に係る事情聴取の実施等の経緯は、上記監査の結果 2 のとおりであり、手続上の違法は認められない。その上で、当事者の主張が異なる中で元校長はわいせつ行為を否定しており、また、検察庁が検察審査会の議決にもかかわらず不起訴処分としたこと等も踏まえて、わいせつ行為等の非違行為があったと判断するに至らず、その結果、懲戒処分を行わなかったことは、懲戒権者の裁量権を濫用し、その範囲を逸脱した違法なものとはいえない。したがって、県教委が本事件に関して懲戒処分を行わなかったことが、法令に違反し、又は予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとまではいえないと判断する。

## 2 次に、退職手当を支給したことに関連して、その支給手続等について検討する。

元校長は、定年により、懲戒免職等処分等の非違によらず、退職したことが認められるから、条例第 5 条第 3 項の規定を適用し、退職手当の額を計算したことは適正であり、また、その計算に誤りはなかった。支給手続についても、適正になされていた。

## 3 更に、請求人は、退職手当の支給を中止すべきであったがしなかったことは適当でないから、早急に元校長に退職手当相当額を返納させることを求めているため、これについて検討する。

### (1) 退職手当の支給制限について

元校長は、懲戒免職等処分を受けておらず、失職等もしていないことから、条例第 11 条第 1 項の規定による退職手当の支給制限の対象でないことは明らかである。

### (2) 退職手当の支払の一時差止め、返納等について

元校長は、逮捕され、刑事事件に関し起訴され、又は、判決が確定したとの事実は確認されていないから、これらの事実が前提となる条例第 12 条から第 14 条までの関係規定による退職手当の支払の差止め、支給制限又は返納の対象でないことも明らかである。

問題となるのは、条例第 12 条第 2 項の規定による「その者に犯罪があると思料するに至ったとき」及び「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき」の退職手当の支払の差止め、条例第 13 条第 1 項の規定による「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき」の退職手当の支給制限及び条例第 14 条第 1 項の規定による「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき」の退職手当の返納についてである。

本事件については、刑事事件に関して 2 度も不起訴とされているが、一方、本件民事訴訟の判決では原告女生徒の供述の信用性が認められたことや、この判決に対し被告鹿屋市が控訴しなかったこと等の事実もあり、判断が難しい事案といえる。

県教委としては、結局のところ、刑事及び民事に係る関係機関の判断等を参考に、事情聴取等により得られた情報等を総合的に勘案し、その責任と権限によって、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと相当程度の確証が得られた若しくは得られなかった

との判断をし、又は懲戒免職等処分に値する事実の確認・確証が得られた若しくは得られなかったとの判断を行うしかないものであり、この判断については、在職期間中の懲戒処分に係る判断と同様に、懲戒権者である県教委の裁量に任されているものといえる。

このことからすると、本件民事訴訟に係る判決において元校長のわいせつ行為が認定されたという事実を踏まえ、退職手当の返納等を求める請求人の主張には理解できる部分もあるが、同判決の内容を精査し、顧問弁護士の意見も参考にした上で、2度の刑事事件に係る不起訴処分という事実を踏まえて、わいせつ行為があったとまでは認定できないとした県教委の判断は、その裁量権を超えた違法、不当なものであるとまではいえないと判断する。

したがって、この判断の結果、退職手当の支払の差止め又は支給制限をしなかったことも、違法、不当なものとは認定できない。

退職手当の支払以後、事情の変化は認められないから、退職手当の返納を命じないことについても同様である。

## 第5 判断

監査の結果は上記のとおりであり、元校長に対して、退職手当を支給し、及びその差止め等をせず、その返納を命じなかったことは、地方自治法第242条第1項にいう違法若しくは不当な公金の支出又は違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実には該当しないことから、請求人の措置請求には理由がない。

### 付記

本請求に対する判断は上記のとおりであるが、本請求に関連して、以下の点について、より県民の理解が得られるよう、適切な対応を望むものである。

- 1 県教委は、現時点で退職手当の返納を求めない理由の一つとして、本事件に係る民事訴訟が確定していないことを挙げているが、これが確定した場合には、その判決において判断された内容によっては新たな事実が確認できる可能性もあること等から、当該判決の内容を詳細に検討した上で、元校長に対する退職手当の返納について改めて検討されたい。
- 2 県教委は、元校長のわいせつ行為を認定した民事訴訟の一審判決を受けて、各教育委員に対し、「刑事事件では不起訴が確定しており、民事は控訴期間中なので控訴の状況を見て今後検討する」旨の電話連絡をしたとのことであるが、民事訴訟の判決において、わいせつ行為が認定されたことは、本事件に係る一連の流れの中で重要な動きと考えられること、及び職員の懲戒に関することは教育委員会の議決事項とされていることからすると、その後の対応について、電話連絡のみで正式に教育委員会に諮らなかつたことは、適切であったか疑問が残る。
- 3 本件民事訴訟の判決にも触れられているように、B中学校においては本事件に関して教職員及び保護者を含めて相当の混乱が生じるとともに、女生徒は、入通院を繰り返し、また進路変更を余儀なくされるなど、その精神的な苦痛は多大であったことは想像に難くない。県教委としては、事情聴取等の事実解明のための努力はもちろん、当該女生徒を始めとする生徒への精神的なケアなどについても、市教委と連携して対応されたとは理解しているが、現在でも、県教委により訓告処分を受けた元校長の不適切な行動の結果として、民事訴訟が係争中であり、女生徒の精神的苦痛が継続し、平穏な将来が確定できない等の様々な状況が続いていることは遺憾である。

現在、県教委としても、不祥事根絶委員会を設置する等不祥事の防止に取り組んでおられるところであるが、今後とも、このような事態が発生しないよう、市町村教委とも連携し、教職員等の研修や服務規律の厳正化等に努め、信頼される学校づくりに取り組んでいただきたい。